

# 稲取大川水系河川整備基本方針

## 1章 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針（骨子）

（案）

令和2年10月

静岡県

## 目次

第1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	1
1 河川及び流域の現状	1
（1）河川及び流域の概要	1
（2）治水事業の沿革と現状	3
（3）河川の利用	4
（4）河川環境	4
（5）住民との関わり	5

↓以下の項目を含め、次回審議において河川整備基本方針本文（原案）を提示

2 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針	
（1）河川整備の基本理念	
（2）河川整備の基本方針	
ア洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する事項	
イ河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び 河川環境の整備と保全に関する事項	
ウ河川の維持管理に関する事項	
エ地域との連携と地域発展に関する事項	
第2 河川の整備の基本となるべき事項	
1 基本高水並びにその河道への配分に関する事項	
2 主要な地点における計画高水流量に関する事項	
3 主要な地点における計画高水位及び 計画横断形に係る川幅に関する事項	
4 主要な地点における流水の正常な機能を 維持するため必要な流量に関する事項	
(参考図) 稲取大川水系図	巻末

## 第 1 河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

### 1 河川及び流域の現状

#### (1) 河川及び流域の概要

##### <位置関係・支川・流域面積・流路延長>

- ・ 稲取大川は、天城山系南方の支脈の山中に源を発し、いくつかの支川が合流してほぼ南南東方向に流下し、稲取漁港に注ぐ、幹線流路延長 1.2km、流域面積 5.9 km<sup>2</sup>の二級河川である。

##### <地形・地質・河道特性>

- ・ 流域の地形は、一般的に丘陵と天城山系の支脈である中起伏火山地で構成され、下流側の県管理区間では河川沿いに河川によって供給された砂礫が堆積した低地が分布する。人工改変地も多く分布する。
- ・ 流域の地質は、天城火山溶岩（輝石安山岩）を基盤とし、稲取泥流などの火山性の堆積物から構成されている。稲取大川の県管理区間では河川沿いに礫層・砂礫層（沖積平野構成地層）が分布する。
- ・ 稲取大川の河道は、河床勾配は、下流で 1/40、中流で 1/30、上流で 1/20～1/15 程度と全区間で急峻である。流路には河床を安定させるための落差工が連続して設置されている。上流域では粒径 50cm 以上の巨石が多くみられる。河道には湾曲部が連続している。

##### <気候（気候区・気温・降水量）>

- ・ 流域周辺の年平均気温は 15.8℃で、全国平均 14.1℃と比較すると温暖である。年間総雨量は 2,322.6mm で、全国平均 1,570.4mm と比較して多雨の地域であり、太平洋側気候に属する。

##### <土地利用>

- ・ 流域の土地利用は、流域の大部分を森林が占め、下流域に一般市街地が分布している。
- ・ 土地利用割合について昭和 51 年と平成 26 年とを比較すると、その他の用地の割合が約 5.0%増加している。これは流域内にあるゴルフ場やレクリエーション施設の増加によるものと考えられる。水田については昭和 51 年時点で 2.9%であったが、平成 26 年には 0%になっており、一部で農地が縮小していることがうかがえる。

### <人口>

- ・ 東伊豆町の人口は、昭和 50 年ごろをピークに減少傾向で推移しており、平成 27 年において 12,624 人、世帯数 5,620 戸である。
- ・ 東伊豆町の世帯数は、昭和 50 年までは世帯数の増加がみられたが、以降はほとんど横ばいで推移している。

### <産業>

- ・ 東伊豆町は、観光と温泉を核とした産業形態であることから、第三次産業（サービス職業、特に宿泊業・飲食サービス業）の従事者割合が特に多く、平成 27 年段階で 80.7%となっている。
- ・ 産業従事者数比の推移をみると、第三次産業従事者数の割合は平成 27 年度まで増加傾向にあり、第一・第二産業従事者の割合は昭和 50 年以降一貫して減少傾向にある。

### <交通>

- ・ 海岸線に沿って国道 135 号があり、広域生活圏道路として基幹的役割を担っている。
- ・ 流域内には生活道路として湯が岡赤川線などの町道が整備されているほか、稲取の市街地には県道 114 号稲取港線が整備されている。
- ・ 国道 135 号とほぼ平行して伊豆急行線が走っており、流域内に伊豆稲取駅が位置している。

### <歴史・文化・観光>

- ・ 流域内には 13 箇所の文化財（天然記念物 6、史跡 3、無形民族芸能ほか 4）と 6 箇所の埋蔵文化財（遺跡）が存在している。埋蔵文化財は縄文～弥生時代の遺跡であり、弥生時代には稲作が行われていたと考えられている。
- ・ 江戸時代から続く「つるし飾り」の風習や無形民俗芸能「三番叟」などが残されている。
- ・ 川浸りの朔日（12 月 1 日）に水の上の安全を願い、餅を川に浸けたり、食べたりする「川びたり」という習慣があった。
- ・ 鎌倉時代以降、鎌倉方面との陸上交通が発達し、また、稲取港など伊豆の港が海上交通の中継点として栄えた。
- ・ 江戸時代には、江戸城築城に際し「伊豆石」の切り出し・運搬が稲取港で行われた。
- ・ 明治時代以降、みかん栽培・天草の製品の特産化が進む。
- ・ 流域近傍に東伊豆地域の 6 温泉郷の内、稲取温泉郷が位置している。
- ・ 河口周辺では毎年 1 月～3 月末の「雛のつるし飾りまつり」、毎週土・日・祝祭日に「港の朝市」等のイベントを開催し、観光客の集客を図っている。また、流域内の山間部では、ゴルフ場などの施設が広く分布し、流域内外から利用者が訪れている。
- ・ 伊豆半島は、地質学的に特異な地域として、「世界ジオパーク」の認定を受けており、流域内にも「細野高原」といったジオポイントが存在する。

#### <関連法令の指定状況>

- ・ 砂防指定地：流路及び隣接地はほぼ全域が砂防指定地に指定されている。河口部には急傾斜地崩壊危険区域が位置している。
- ・ 漁港区域：河口部分に稲取漁港（第二種漁港）の漁港区域が設定されている。
- ・ 都市計画区域：稲取地区では、「稲取中心市街地隣接地区」「稲取中心市街地地区」が特殊基準区域に設定されており、稲取大川下流の沿川地域が含まれている。
- ・ 農地地域：流域のほとんど全域が農業地域または農業地区域に指定されている。
- ・ 保安林：流域の外縁部に保安林（土砂流出防備ほか）が散在する。
- ・ 自然公園：河口付近の一部が、富士箱根伊豆国立公園の普通地域に指定されている。
- ・ 鳥獣保護区：稲取自然観察の森及び稲取自然公園が鳥獣保護区に指定されている。また、伊豆アニマルキングダム周辺は特定猟具（銃）使用禁止区域に指定されている。

#### <関連計画>

- ・ 第5次東伊豆総合計画：東伊豆町では、豊かな自然と温泉に恵まれた特徴を活かし、地域に根ざした郷土の文化や産業を育みながら、まちの魅力を高め、多くの人が集う交流とつながりのまちを目指す。
- ・ 東伊豆都市計画：将来市街地像として、流域の大部分を自然保全地域が占め、白田川沿いを中心に上流側で農業地域、下流側で住宅地域の配置を計画する。
- ・ ふじのくに景観形成計画：伊豆半島を県土を構成する広域景観の一つとして位置付け、魅力的な沿岸景観の形成、美しい眺望景観の形成などにより良好な景観形成を図る方針である。
- ・ ふじのくに生物多様性地域戦略[2018-2027]：多彩で豊かな自然環境を後世に継承していくため、河川の整備では、生物の生息・生育・繁殖環境、多様な河川景観の保全・創出に努める。
- ・ 伊豆半島沿岸海岸保全基本計画：越波及び津波対策としては、第4次地震被害想定などを踏まえ、自然環境・海岸景観や海岸利用への配慮を行った上で対策の推進を図る。

## (2) 治水事業の沿革と現状

#### <治水事業の歴史>

- ・ 稲取大川流域ではこれまでに、豪雨災害に見舞われており、特に昭和33年の狩野川台風では、床上浸水2戸、床下浸水3戸の被害が記録されている。
- ・ 昭和36年に砂防指定地に指定し、溪岸侵食の防止や土砂流出の防止を目的として、流路工・砂防堰堤等の整備を行った。
- ・ 稲取大川では、昭和50年及び51年の浸水被害や河川施設被害の発生を契機として災害関連事業により抜本的な改修を行った。
- ・ 近年では、大規模な洪水被害は発生していない。

#### <現在の取組状況>

- ・ 稲取大川は、市街地となっている 0.0k から 0.4k 区間では築堤河道(パラペット)、他区間は掘込河道であり、現況河道は、年超過確率 1/30 程度の降雨による洪水に対応した流下能力を概ね有している。
- ・ 東伊豆町では、平成 27 年 5 月に「防災マップ」として、津波浸水想定区域図及び土砂災害警戒区域図を公表しており、地域の減災対策としての役割を果たしている。
- ・ 稲取大川には大川上橋に危機管理型水位計が設置されている。観測結果は、インターネットを通じて公開されている。

#### <過去の津波被害について>

- ・ 主な津波被害として、安政東海地震及び関東地震による津波があげられる。到達した津波の高さは安政東海地震では 5.4m と推定され、関東地震では 3~6m の津波高が記録されている。

#### <津波対策の方針>

- ・ 沿岸部の白田地区では、地域の合意形成を図って津波対策を進めていくため、「津波対策地区協議会」において、「東伊豆町片瀬・白田地区における津波対策の方針」(令和 2 年 静岡県・東伊豆町) がまとめられた。
- ・ 静岡県第 4 次地震被害想定に基づき、稲取漁港海岸におけるレベル 1 津波に対する必要施設高は T.P. +5.5m と設定されている。
- ・ 稲取大川では、施設設計画上(レベル 1)の津波高さに対して、現況堤防高が不足するため、津波遡上による被害が想定されているが、地区協議会において、新たな施設整備は当面実施しないこととし、ソフト対策を推進する方針が示された。
- ・ 最大クラス(レベル 2)の津波に対しては、津波防災地域づくり法に基づく「津波災害警戒区域の指定」とあわせて、住民や観光客の迅速かつ主体的な避難を可能とするため、ソフト対策及び啓発活動を推進する。

#### (3) 河川の利用

- ・ 漁業、空間利用：稲取大川では、漁業権の設定及び河川空間利用はない。
- ・ 水利権：稲取大川では、許可水利権、慣行水利は設定されていない。

#### (4) 河川環境

##### <水質について>

- ・ 水質：稲取大川は静岡県の指定する環境基準は設定されていない。また、定期的な水質調査も行われていない。
- ・ 水温：調査は行われていない。

### <下水道整備について>

<循環型社会形成推進地域計画（東伊豆町・河津町・東河環境センター 平成 25 年 12 月）>

- ・ 東河地域(東伊豆町、河津町)を対象とし、平成 26 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 6 年間に計画期間として設定している。
- ・ 生活排水については、地域の特性を考慮した、合併処理浄化槽の普及推進に努めている。(広域下水道の整備はない)
- ・ し尿、浄化槽汚泥は昭和 41 年(昭和 63 年 3 月に改修)から稼働している「東河環境センター(河津町)」で処理される。

<現況>

- ・ 令和 2 年までの静岡県による統計では、平成 26 年から平成 30 年にかけて処理人口は 1,000 人の増加となった。
- ・ 平成 30 年度末の時点において、平成 25 年の計画策定時における汚水処理達成人口の推定値よりも約 1,400 人多くなっている。

### <生息する動植物について>

- ・ 河口部には、コンクリート護岸の河道であるが、巨石や礫が河床に堆積する箇所が分布し、ミミズハゼやアゴハゼをはじめとするハゼ科魚類やニホンウナギ等の魚種やモクズガニといった甲殻類が礫質河床を生育環境として生息している。河口から 0.25km の落差工までは感潮区間であり、重要種であるニホンウナギ(環境省 RL:絶滅危惧 I B 類、静岡県 RDB:絶滅危惧 I B 類)のほか、アユ、クサフグ等の汽水・海水魚、回遊魚が生息している。
- ・ 下流部には、落差工を遡上する事が可能なボウズハゼ、ヨシノボリ類等が主な生息している。浅瀬を採餌場所とするキセキレイ、サギ類等の鳥類や水域で産卵するトンボ類が生息している。
- ・ 上流部には、コンクリート護岸の河道であるが、護岸背後地より河岸に覆いかぶさるように植生がみられる。植生にはシジミチョウ類、タテハチョウ類などが生育している。また、魚類には遡上能力の高いボウズハゼやクロヨシノボリが生息している。隣接する山林には、重要種のオカダトカゲ(静岡県 RDB:分布上注目種等)、アカネズミ等の樹林性の生物が見られる。

#### (5) 住民との関わり

- ・ 稲取大川では、ほとんどの区間は、1:0.5 勾配のコンクリート護岸が整備された堀込の河道形態で川床に容易に下りることができる箇所はなく、現状では、目立った河川利用は認められない。